

日野市公共施設電力供給契約書（低圧契約）

件名　　日野市公共施設電力供給契約（低圧契約）

需要場所　＊＊＊

契約単価　＊＊＊

契約期間

令和8年（2026年）5月1日以後の最初の検針日の0時から令和9年（2027年）5月1日以後の最初の検針日の前日の24時まで（1年間）支払方法　毎月払い(年12回)

契約保証金　免除

契約内容　別添仕様書のとおり

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別添仕様書等、乙の定める電気需給約款等（以下「仕様書等」という。）に従って、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(1) 乙は、仕様書等に基づき、甲が使用する電力を需要に応じて契約書記載の契約期間中、甲に対し安定的に供給するものとし、甲は、乙に対価を支払うものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、需要施設について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく指定管理者が指定されているとき、甲と当該指定管理者が別途締結する協定に基づき、本契約に係る甲の債権債務は当該指定管理者に委任するものとする。

(3) この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(4) この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(5) この契約に係る訴訟については、甲の所在地を所管する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（供給の保証にかかる費用の割合）

第2条 乙が当該区域を管轄する一般送配電電気事業者との接続供給約款により電力の供給を行う場合は、託送供給等約款により定める料金は乙が負担するものとする。また、契約書及び仕様書等に明示されていない事項でも、電力の供給上当然必要となるものについても、乙の負担で履行する。

（一般的損害等）

第3条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき理由によらないものについては、乙はその費用を負担しない。

（使用電力量の増減）

第4条 甲は、仕様書等に表示された契約電力又は予定使用電力量を、使用状況に応じ増減して使用す

ることができる。

(料金の算定)

第 5 条 契約単価は、消費税及び地方消費税を含む税込単価とする。ただし、本契約期間中において、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、甲は当該変更後の税率に基づき増額又は減額された税額を負担するものとする。その他、料金の算定に必要な項目の単価についても同様とする。

(料金の請求及び支払)

第 6 条 乙は、前条により算定した電気料金について支払請求書を作成し、対象施設ごとに原則として翌月の末日の 7 営業日前までに甲に請求し、甲はその請求を受理した日から 30 日以内に請求書記載の方法によりこれを支払うものとする。ただし、甲が別途請求書送付先を指定した場合については、乙は所定の手続きに基づき対応するものとする。

(契約内容の変更等)

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは乙と協議の上、この契約の内容を変更し又は電力の需給を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第 8 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約単価、その他の契約内容を変更することができる。ただし、契約単価について、当該区域を管轄するみなし小売電気事業者が定める約款における規定の変更の場合には、規定する単価の増減率を超えないこととする。

(監督権)

第 9 条 甲は、必要があると認めるときは、甲の職員に、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(解除権)

第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、その契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たりその指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当すると判明したとき。

(5) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

2 前項の規定により契約を解除されたときは、当該日から契約期間終了までにかかる予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から乙に対し、違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項に規定する審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の訴えが提起されたときを除く。）

(2) 前項の審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上この契約を解除することができる。

(1) 甲は、前項の規定による解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(2) 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、既に電力の供給を受けているときは、当該供給に相応する料金を乙に支払う。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に関して第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として発注予定額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。なお契約を履行した後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第11条第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引法（昭和57年6月公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合。

(2) 第11条第1項第3号のうち、乙に対して刑法198条に規定する刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、この契約に基づく業務上知り得た相手方の機密事項を漏洩してはならない。この契約の終了、又は解除された後も同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第16条 乙は、この契約条項のほか、市の定める日野市契約事務規則、その他関係法令を遵守するものとする。

(疑義の決定等)

第17条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、乙の定める約款によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

(付記事項)

第18条 情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- (2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- (3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盜難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- (4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

第19条 環境負荷低減の取組みについて

- (1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。

- ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
 - ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- (2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

第 20 条 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

(1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

(2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

第 21 条 内部通報制度

(1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

(2) 内部通報したこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

第 22 条 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市
日野市長 古賀 壮志

乙